

美杉地域における自家用有償旅客運送の更新登録について

1. 概要

美杉地域において、地域住民の日常生活をはじめ観光客等の来訪者が、目的を達するために必要な鉄道や路線バス等が対応していない。その移動手段を確保するため、令和3年7月1日から、地域住民で組織する「美杉地域お助けタクシー運営協議会」が、道路運送法第79条に基づき、国土交通大臣の行う自家用有償旅客運送の登録を受けたうえで、自家用自動車を用いて「美杉地域お助けタクシー」の運行を行っている。

この登録において、同法第79条の3の規定により受けている有効期間が令和8年6月24日までとなっているため、同法第79条の6の規定に基づき、有効期間の更新の登録を受けるべく、国土交通大臣に申請を行うものである。

2. 登録の申請を行おうとする者

- (1) 名称 美杉地域お助けタクシー運営協議会
(営利を目的としない法人格を有しない社団)
- (2) 住所 三重県津市美杉町八知5533 八知歯科内
- (3) 代表者の氏名 会長 小竹 誠造

3. 事務所の名称、位置

- (1) 名称 美杉地域お助けタクシー運営協議会事務局
- (2) 位置 三重県津市美杉町八知5533 八知歯科内

4. 運送の様態、区域、自家用有償旅客運送の種別

- (1) 様態 区域運行
- (2) 区域 発着共に美杉町内。ただし、奈良県御杖村を通過できるものとする。
- (3) 自家用有償旅客運送の種別 交通空白地有償運送

5. 運送しようとする旅客の範囲

津市美杉町の住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

6. 運送日、運行時間帯

月曜日から金曜日（土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は除く。）
午前8時30分から午後5時30分まで（イベント時等においては延長）

7. 旅客から収受する対価

距離制：500メートルにつき100円、500メートル未満の端数は100円
※乗客が乗車した地点から降車する地点までを車両の走行距離計にて計測するものとする。

8. 配置する自家用自動車の種類、台数

これまでは普通自動車4台（うち、軽自動車2台）にて運行を行っていたが、令和8年4月1日より美杉地域においてリクエスト型の運行が開始したことから、台数の見直しを行い、普通自動車1台で運行を行う。

	令和8年6月24日まで	令和8年6月25日から
普通自動車 (乗車定員11人未満)	4台 (うち、軽自動車2台)	1台

9. 運転者の要件

道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は以下に掲げる要件を全て満たす必要がある。

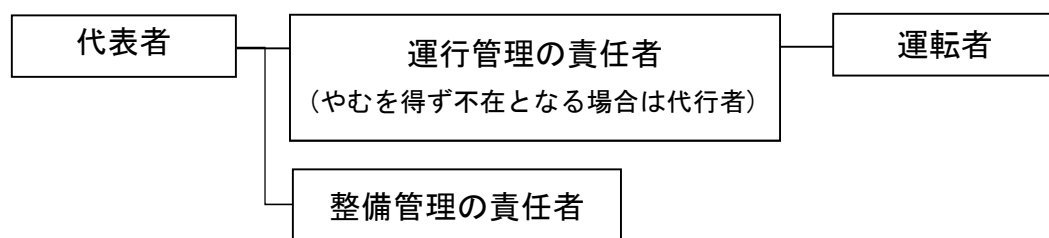
- (1) 道路交通法に規定する第一種運転免許を受けていること
- (2) (1)の効力が過去2年以内において停止されていないこと
- (3) 道路運送法施行規則第51条の16に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了していること

10. 損害賠償のための措置

以下に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険に加入する必要がある。

- (1) 旅客その他の者の生命又は身体の損害：損害を受けた者1人につき8,000万円以上を限度額としててん補すること
- (2) 旅客その他の者の財産の損害：1事故につき200万円以上を限度額としててん補すること

11. 運行管理・整備管理の体制

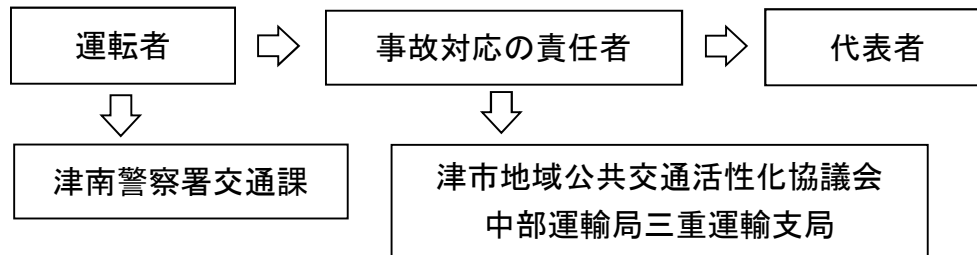


※運行管理の責任者の代行者は運転者が兼務し、代行者として運行管理をする際は運転者から外れて運行管理に専念する。

12. 安全な運転のための確認等

運行管理の責任者は、運転者が乗務する際に当該運転者の健康状態、飲酒の有無、運転免許証の携帯を対面により確認したうえで、運転者に対して安全確保のために必要な指示をする。

13. 事故時の連絡体制



14. 苦情処理体制

苦情処理担当者と苦情処理責任者を予め決めておく。

15. 自家用有償旅客運送の更新登録の必要性について

(1) 令和7年度運行実績

(ア) 利用者数：194人

(イ) 走行距離：2,485km

(ウ) 運送収入：477千円

(エ) 利用状況：利用者は減少傾向にあるが、高齢化率の高い美杉地域において高齢者を中心に自宅から目的地までの直接の移動や、コミュニティバス運休日における移動のニーズを満たすことができている。

(2) 令和7年度の運行管理について

(ア) 自動車運行管理改善及び命令を受けた件数：0件

(イ) 令和7年度の事故の有無：0件

(ウ) 業務の停止命令を受けた件数：0件

※本来であれば自家用有償旅客運送の登録期間は2年間であるが、上記事項の要件を満たしているため、登録期間が3年間に延長される

(3) 交通空白地の状況

ア 地域の状況

(ア) 面積 206.70km²（令和2年 国勢調査）

(イ) 人口 3,237人（令和8年3月31日時点 住民基本台帳）
うち、65歳以上2,067人
うち、75歳以上1,438人

(ウ) 高齢化率 63.9%（令和8年3月31日時点 住民基本台帳）

イ 地域における公共交通の現状

(ア) 鉄道

美杉地域と白山地域、一志地域及び松阪市中心部とを結ぶJR名松線が1日7.5往復（およそ2時間に1便）運行しているが、面積約200km²の地域内に駅は5つしかなく、多くの住民は徒歩等により駅まで行くことが困難な状況にある。

(イ) 乗合バス

a 一般路線バス

三重交通（株）が運行する地域間幹線系統「名張奥津線」が美杉地域と名張市中心部及び奈良県御杖村の一部とを結んでいるが、地域内の運行は太郎生地区のみである。

b コミュニティバス

津市コミュニティバスが地域内の主要道路を運行し、鉄道及び一般路線バスと接続している。令和８年４月１日より、従来の定時定路線型に加えて、利用者の予約に応じて運行するリクエスト型を組み合わせることで、従前の運行よりきめ細やかな対応が可能となったため、従来の利用者にはリクエスト型を利用いただくよう案内をしている。

しかしながら、リクエスト型は自治会単位の要望に応じた乗降場所を設置しており、高齢化率が６０％を超える美杉地域において、自宅の前から目的地までの直接移動をしたいというニーズに応えることが難しい。

(ウ) タクシー

地域内にタクシー事業者が存在せず、近隣地域からのタクシーの配車も困難な状況にある。

(参考)

道路運送法（抜粋）

（登録）

第７９条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の実施）

第７９条の３ 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第１項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第１項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

（登録の更新の登録）

第７９条の６ 第７９条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。